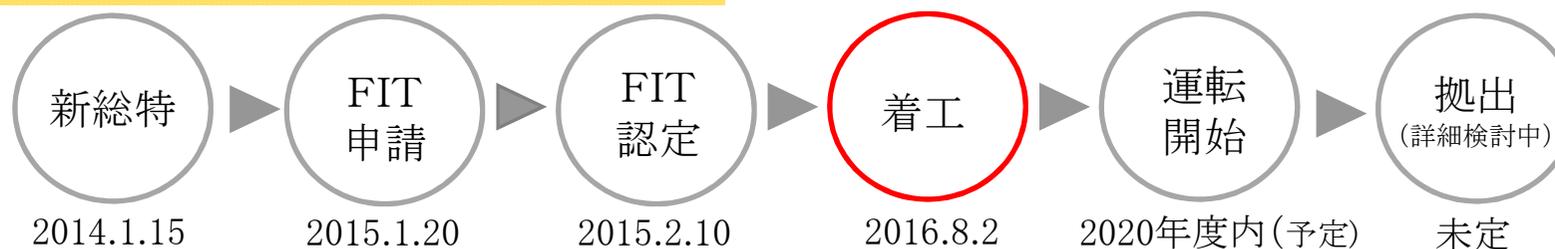


中小経年水力発電所の設備改修による 雇用創出等福島復興に資する取り組みについて

- 当社は、2014年1月に公表した「新・総合特別事業計画（新総特）」において、福島県内の中小経年水力発電所の継続的設備改修による雇用創出等、福島復興に資する取り組みをお示しいたしました。
- 2015年2月には再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT制度^注）における設備認定を日橋川発電所および金川発電所^{※1}の2発電所において取得（2015年2月25日お知らせ）し、設備改修工事の開始に向けて諸準備を進めてまいりました。
- この度、日橋川発電所の設備改修として、まずは、8月2日から既設発電設備の撤去に着工いたしましたのでお知らせいたします。
※河川法に基づく許可範囲の撤去工事を8月22日より開始。（許可日：8月10日）

日橋川発電所改修工事の全体の流れ



県内中小経年水力発電所の継続的設備改修^{※2}による福島復興への貢献

- ・ 県内雇用の創出(工事期間中) ※既設発電設備の撤去工事、既設建屋の撤去工事など
- ・ 県内事業者からの工事資機材等調達推進 ※受注事業者のご協力もいただきつつ推進
- ・ FIT制度適用に伴い得られた収益の一部を教育・医療等の分野で福島復興に資する取り組みに抛出

※1 金川(かながわ)発電所については、設備改修工事の開始に向けて鋭意調整中

※2 日橋川発電所および金川発電所以外については、現在計画検討中

(注) F I T 制度とは

FIT制度(Feed-in Tariff)は、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者に買取りを義務づけるもので、2012年7月1日にスタート。(資源エネルギー庁HP参照)